

マージン率などの情報について

労働者派遣法 23 条第 5 項(情報公開)

- 1 派遣労働者数 (33人)
- 2 役務の提供を受けた者の数 (6社)
- 3 当社の労働者派遣業におけるマージン率 (27.9%)
- 4 派遣料金平均日額 (12,584)
- 5 派遣社員の平均日額 (9,072)

6 教育訓練に関する事項

キャリアアップに関する教育訓練

訓練種別	対象者	実施時間	方法	派遣労働者の費用負担
入職時基礎訓練	新規採用者	4 時間	off-JT	無 (賃金・交通費支給有)
階層別訓練	入社 1 年目以上	4 時間	off-JT	無 (賃金・交通費支給有)
職能別訓練	入社 1 年目以上	8 時間	off-JT	無 (賃金・交通費支給有)

キャリア、コンサルティングの相談窓口の連絡先

0246-38-3734 窓口担当：渡邊 隆一

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記の通りの費用を含んだものです。

- ・ 社会保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、露際保険料などの事業主負担分
 - ・ 年次有給休暇、特別休暇を取得する際にかかる賃金
 - ・ 健康管理に関する費用 (定期健康診断、ストレスチェック、医師による面接指導費)
 - ・ 募集費用 (求人の募集に必要な広告費等)
 - ・ 派遣労働者の訓練に関する費用 (教育訓練、技術技能認定資格取得、事務管理費等)
 - ・ 派遣労働者の就業に関する費用 (PC 機器購入、通信機器購入、通信費等)
 - ・ 派遣労働者の交通費
 - ・ 営業費用 (営業スタッフの人件費及び活動費、通信費等)
 - ・ 営業利益
- 8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- ☒ 労使協定を締結している ☐ 労使協定を締結していない
- 協定書の有効期限 令和 6 年 3 月 31 日
- ・ 労使協定の範囲 (全ての派遣労働者を対象とする)

株式会社 エムオーティー
(派) 07-300434